

公 告

次のとおり、条件付き一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和8年4月9日

収支等命令者

佐賀県有明水産振興センター所長 中島 則久

1 競争入札に付する事項

- (1) 物品名及び数量 ワイパー式メモリー溶存酸素計 3台（通信キット1式を含む）
- (2) 入札条件等 入札条件書による
- (3) 納入期限 契約締結後3ヵ月以内
- (4) 納入場所 佐賀県有明水産振興センター（佐賀県小城市芦刈町永田2753-2）
- (5) 本手続きにかかる適用制度等

本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、国機関と当県の業務契約後に効力を生じる業務である。従って、交付決定等の手続きの関係上、入札を中止や延期する場合がある。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 上記2(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入のうえ、下記①へ持参または郵送で提出すること。
 - ① 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当
電話 0952-25-7194 E-mail:soumujimu@pref.saga.lg.jp
 - ② 申請書様式の入手先
上記①の部局又は佐賀県ホームページ
- (2) (1)については、入札書の提出期限までに競争入札参加資格の認定を得ること。

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当
〒849-0313 佐賀県小城市芦刈町永田2753-2
佐賀県有明水産振興センター 資源研究担当 傘田、神崎
電話 0952-66-2000 FAX 0952-66-4443
- (2) 入札条件書（仕様書等）の入手方法
令和8年4月9日（木）から令和8年4月24日（金）まで、佐賀県のホームページに掲載する。
- (3) 入札説明会
実施しない。
なお、仕様書記載の参考機種以外で応札する場合は、「応札物品承認申請書」を令和8年4月14日（火）午後5時までに4(1)の部署へ持参又は書留により郵送し、事前に承認を得ること。
- (4) 入札参加資格の確認
 - ① 入札に参加しようとする者は、別に定める「入札参加資格確認申請書」及び「営業概要書」を令和8年4月16日（木）午後5時までに4(1)の部署へ、持参又は書留により郵送すること。
 - ② なお、「入札参加資格確認申請書」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。
 - ③ 期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができない。
 - ④ 提出があった関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じる必要がある。また、必要に応じて、追加資料の提出を求められることがある。
 - ⑤ 提出された資料は、返却しない。なお、提出された資料を当該業務に関する目的以外に使用しない。

⑥ 入札参加資格の確認結果は、令和8年4月21日（火）までに通知する。また、通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を令和8年4月28日（火）までに4(1)の部署に書面で請求することができる。

(5) 入札者の参加資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失う。

- ① 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と認められるとき。
- ③ その他本件業務に着手し、又は本件業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

(6) 入札書の提出期限、場所及び提出方法

- ① 期 限 令和8年4月24日（金）午後5時必着
- ② 場 所 上記4(1)の部署
- ③ 提出方法 上記4(1)の部署に郵送（書留郵便）すること。
書留郵便の封筒表紙に「ワイパー式メモリー溶存酸素計の入札書在中」と朱書きすること。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封は行わない。

(7) 開札の日時並びに場所

- ① 日 時 令和8年4月27日（月） 午前10時
- ② 場 所 佐賀県有明水産振興センター 2階研修室

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除する。

② 契約保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項第3号の規定により免除する。

(2) 契約条項を示す場所

4(1)に同じ。

(3) 入札の方法に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、開札の結果、落札となるべき同価の入札が2者以上の場合、抽選（くじ）で落札者を決定するため、入札書の「くじ番号」の欄に任意の3桁の数字を記入すること。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ① 参加する資格のない者
- ② 当該入札について不正行為を行った者
- ③ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- ④ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- ⑤ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- ⑥ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- ⑦ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ⑧ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ⑨ 1人で2以上の入札をした者
- ⑩ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止等

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

- ① 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で、有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに抽選を実施し、落札者を決定する。なお、抽選の方法については、別添に示す「同価抽選の方法」により決定する。
- ③ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、再度入札を行うこととし、改めて入札日を通知する。